

地方自治体における非正規公務員問題と労働組合の課題

旭川市の非正規公務員調査から

川村 雅 則

1. はじめに

本稿は、地方自治体で働く臨時・非常勤職員（以下、非正規公務員とも言う）問題をテーマとする^①。以下は、本稿で紹介する旭川市の臨時・非常勤職員を対象にした調査結果の一部である。雇用不安や低賃金が数多く訴えられた。

○ 雇用書には、何も言われなければ雇い止めとされており、非常に不安。正職員は六カ月でボーナスがもらえるが、こちらは一〇カ月で一度雇い止めで、いったん強制で休まされる。正職員の空気が無いので、なりたくても正職員になれない。苦しい。非常に苦しいです。【女性／二〇代】

○ 立場は弱く、賃金も正職員より安いのに、正職員の教育やクラス担任を全て任せられ責任が重すぎる。仕事にはやりがいを感じているし、精一杯できる限りのことを毎日行っているが、もう少し評価されたい。使うだけ使って、責任を押しつけ、使い捨て感がぬぐえない。【女性／三〇代】

○ 私たちの仕事は、正職は全滅になり、臨職を三分の一の給料で安く使っています。経費節約です。しかも今年から一人体制となり二人分の仕事をしなくてはなりません。ひどいことです。とにかく「非正規労働者は悲しい状態にある」ことを声を大にして言いたい。【女性／五〇代】

全日本自治団体労働組合（以下、自治労）の最新の調べ^③によれば、自治体職場で働く非正規公務員の人数は約七〇万人と推定され、いまや三人に一人が非正規だという。民間同様に深刻化するこの非正規雇用問題に自治体労働組合はどう向き合うのか。

自治労（二〇一二）は、四つの運動課題を提起している。順に、①臨時・非常勤等職員の組合加入を進める、②正規職員、臨時・非常勤等職員とともに要求、交渉を進める、③住民に、臨時・非常勤等職員の実態を訴えていく、④臨時・非常勤等職員制度の法改正に取り組み、である。いずれも首肯できる内容だ。だが、問題の深刻さに比べ

て、実際の取り組み状況はどうか。率直に言って、必ずしも十分には進んでいないのではないか。

もちろん理由は様々あるだろうが、この問題が労働組合に提起されて久しい。職場の問題に目をつぶり、政治闘争、制度政策闘争に終始しても実効性は乏しい。また、非正規雇用という「重し」の改善なくして、全体の労働条件の引き下げ圧力や（理不尽とはいえ）公務員バッシングに抵抗するのは困難ではないか。

給与削減や日々の勤務負担増という正職員の困難をもちろん理解しつつも、以上のような問題意識に立ち、本稿は、自治労加盟の旭川市職員労働組合（以下、旭川市職労）と取り組んだ調査結果を紹介し、各地の運動への貢献を目指すものである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第二節で、非正規公務員問題を整理する。後半は、総務省のデータを使って、道内各市町村の非正規公務員規模を整理し、言うまでもなく問題は旭川市に

限ったことではなく、道内全ての自治体労組の課題であることを示す。

続く第三節では旭川市での調査結果を紹介する。同調査は、市と市職労からの聞き取り・データ提供と、臨時・非常勤職員を対象としたアンケート調査の二つからなる。アンケートは、調査票を一六六三人に配布し、回収が七〇九部だった。いずれも有効回答である（ただし、設問ごとの有効回答は必ずしも一致しないので注意されたい）。

2. 非正規公務員問題と、総務省調査にみる道内非正規公務員の規模

(1) 非正規公務員問題の何が問題か

筆者はこの間、非正規雇用問題を中心テーマに調査研究に取り組んできた。⁵⁾特に問題視してきたのは、以下の点である。すなわち、①仕事が恒常的に存在するにもかかわらず、無期雇用ではなく、あくまでも有期で雇われ更新が繰り返されるという「偽装有期雇用」、②生活しているだけの水準にはほど遠く、しかも仕事内容や勤続・経験などが反映されるわけでもない低賃金問題、③労使対等を目指す集団的な労使関係は望むべくもなく、右記①も背景とした、圧倒的な使用者有利の労使関係——である。

非正規公務員の場合には問題はさらに厄介である。まず、任用行為をめぐる問題がある。すなわち、民間労働者であれば労使対等原則にもとづく

雇用契約で、例えば一定の条件を満たせば雇い止めを撤回させられるのに対して、公務員の採用は、行政が個人を任務に就かせる任命行為であって、労働者としての権利に制約が課せられている。正規の公務員はしかしながら法律制度や労働組合運動の成果で雇用や処遇が守られているのに対して、限定的な採用を「建て前」としている非正規は、雇い止めが容易に行われてしまう。実際には仕事は恒常的に存在し、そこで彼らは基幹労働力的な役割を求められているにもかかわらず、である。彼らは「法の狭間」に置かれ、「現行の法令とその解釈は、非正規職員の「労働者としての権利」を不当に低く抑え、行政の裁量を過度に認める結果となって」（自治労『自治体臨時・非常勤等職員の手引き』より）いるのだ。

(2) 総務省調査にみる、北海道および道内市町村の非正規公務員の規模

道内各市町村の非正規公務員規模については、総務省が実施した、地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査（以下、総務省（二〇一三）と表記）の結果によって一定の確認ができる。同調査は、全地方公共団体の二〇一二年四月一日時点の臨時・非常勤職員数を集約したものであり、データは情報開示の手続きで筆者が入手した。

ただし、データをみる際には注意が必要である。第一に、この調査の対象は、「任用期間が六カ月以上又は六カ月以上となることが明らか、か

つ、週一九時間二五分以上勤務の者」に限られる。つまり、短時間勤務の、あるいは短期間勤務の臨時・非常勤は除かれている（後でみるとおり、全職員数でみると多し）。第二に、右記の定義に該当するのにカウントされていないと思われるケースがあることだ。⁸⁾⁹⁾

ただ、これらの限界はあるものの、同データは、非正規公務員の規模だけでなく、彼らの採用理由や再任用の状況なども把握されており貴重である。むしろ不十分な点や誤りは、現場からの積極的な情報提供で改善されるべきと考える。ちなみに、総務省（二〇一三）の定義でも、全国の地方公共団体の臨時・非常勤職員数は、約六〇万人にも達する。では道内分をみていこう。

まずは総務省「地方公共団体定員管理調査」で正職員の人数をまとめた（図表11-1）。総務省（二〇一三）にあわせて、二〇一二年四月一日時点のデータである。地域別（北海道、札幌市、札幌市を除く市群、町村群）にデータをまとめた。全部を足し合わせると正職員数は約一四万人である。

次に図表11-2は、任用根拠別にみた臨時・非常勤職員の人数を、同じく地域別にまとめたものである（市町村ごとのデータは後掲資料として添付した）。全部をあわせると約二万五六〇〇人で、四分の三は女性である。ちなみに札幌市は一五六〇人、本稿でみる旭川市は八七五人となっている。

ただし、これらは総務省（二〇一三）の定義に

もとづく人数である。実際の人数は、手元にある札幌市および旭川市を例に言えば、三三三〇人（二〇一三年一月四日時点）、一九二二人（二〇一三年四月一日時点）となっている。非正規公務員の実際の人数の把握が、関係者のまずは課題である。

なお臨時・非常勤割合は市群および町村群では三割前後であるのに対して、札幌市や北海道では低い値にとどまる。その理由については、注8や注9の留意点などもふまえた検討が必要である。

もう一枚の図表11-3は、職種別に臨時・非常勤職員の人数をまとめたものである。北海道は「一般事務職員」（四三・七％）のほか「その他」（二九・五％）が多い。札幌市は「その他」三七・五％、「一般事務職員」二二・八％の順である。全体に比べ「医療技術員」の割合が高いのも特徴である。町村群では「その他」が一割と少なく、「保育士等」が全体の割合よりも目立って高いのが特徴である。

<図表11-1> 北海道・札幌市・市群・町村群別および部門別にみた正職員の数

単位：人

	全体	普通会計							公営企業等 会計
		計	一般行政			教育	警察	消防	
			一般管理	福祉関係	一般行政計				
全体	138,033	117,755	30,270	15,575	45,845	55,267	11,858	4,785	20,278
北海道	73,956	72,970	10,375	2,997	13,372	47,740	11,858	0	986
札幌市	14,273	10,874	3,557	3,572	7,129	1,893	0	1,852	3,399
市群（札幌市を除く）	29,376	18,903	8,191	4,966	13,157	2,991	0	2,755	10,473
町村群	20,428	15,008	8,147	4,040	12,187	2,643	0	178	5,420

出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」結果より作成。

<図表11-2> 北海道・札幌市・市群・町村群別にみた正職員および任用根拠別の臨時・非常勤職員の数

単位：人

	正職員(a)	臨時・非常勤 合計											臨時・非常勤割合 (%)		
		特別職非常勤職員 (法3条3項3号)			一般職非常勤職員 (法17条)			臨時的任用職員 (法22条2項・5項)			計のうち フルタイム職員				
		男	女	計(b)	男	女	計	男	女	計		男		女	計
全体	138,033	6,183	19,396	25,579	2,578	5,072	7,650	1,248	4,130	5,378	2,357	10,194	12,551	7,636	15.6
北海道	73,956	450	1,110	1,560	346	172	518	35	387	422	69	551	620	542	2.1
札幌市	14,273	439	1,714	2,153	216	1,046	1,262	0	0	0	223	668	891	891	13.1
市群（札幌市を除く）	29,376	2,813	9,394	12,207	1,403	3,204	4,607	688	2,377	3,065	722	3,813	4,535	2,390	29.4
町村群	20,428	2,481	7,178	9,659	613	650	1,263	525	1,366	1,891	1,343	5,162	6,505	3,813	32.1

注：臨時・非常勤割合は、 $b \div (a+b) \times 100$ で算出。

出所：正職員の人数は、総務省「地方公共団体定員管理調査」より、臨時・非常勤の人数は総務省（2013）より作成。

<図表11-3> 北海道・札幌市・市群・町村群別および職種別にみた臨時・非常勤職員の数

単位：人、%

	臨時・非常勤 合計	職種別									
		一般事務職員	技術職員	医師	医療技術員	看護師等	保育士等	給食調理員	技能労務職員	教員・講師	その他
全体	25,579	6,522	421	278	743	1,900	4,125	1,975	3,479	999	5,137
北海道	1,560	682	11	9	5	69	13	106	140	65	460
札幌市	2,153	490	0	53	275	114	111	57	246	0	807
市群（札幌市を除く）	12,207	3,342	147	123	299	1,189	1,632	772	1,584	486	2,633
町村群	9,659	2,008	263	93	164	528	2,369	1,040	1,509	448	1,237
全体	100.0	25.5	1.6	1.1	2.9	7.4	16.1	7.7	13.6	3.9	20.1
北海道	100.0	43.7	0.7	0.6	0.3	4.4	0.8	6.8	9.0	4.2	29.5
札幌市	100.0	22.8	0.0	2.5	12.8	5.3	5.2	2.6	11.4	0.0	37.5
市群（札幌市を除く）	100.0	27.4	1.2	1.0	2.4	9.7	13.4	6.3	13.0	4.0	21.6
町村群	100.0	20.8	2.7	1.0	1.7	5.5	24.5	10.8	15.6	4.6	12.8

注：北海道および札幌市の「教員・講師」の人数については注8を参照。

出所：総務省（2013）より作成。

3. 旭川市の非正規公務員の雇用、労働

(1) 旭川市の非正規公務員規模

旭川市では、「臨時職員（臨時的任用職員）」、「嘱託職員（非常勤職員）」という呼称が使われているので、以下でもそれにならう。

図表Ⅲ-1-1のとおり、旭川市の臨時・嘱託は、一九八九（平成元）年度には二〇％超だったのが、現在は倍の四〇％に達している。とりわけこの数年の伸び率は大きい。臨時・嘱託一九二二人のうち、「臨時職員」が七七六人で、「嘱託職員」が一一四六人である。主な部局に限定して、部局別にみると（図表Ⅲ-1-2）、「学校教育部」で人数も割合も大きく、子育て支援部がそれに次いでいる。

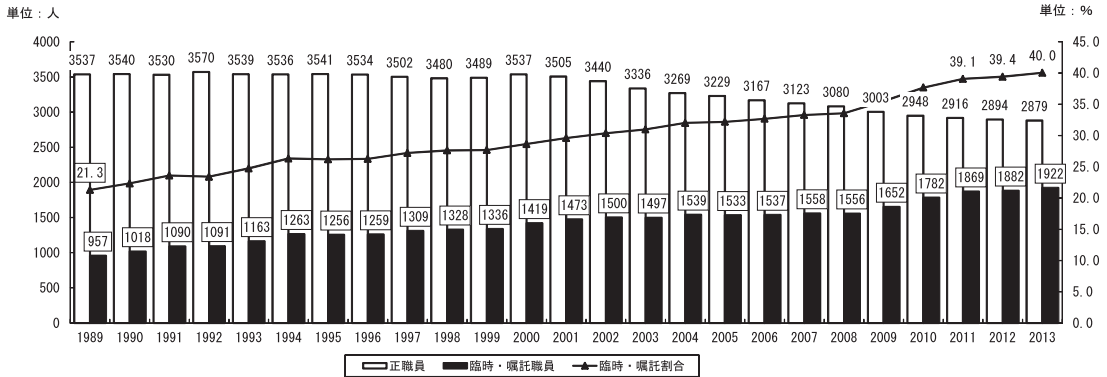
(2) アンケート回答者の属性

旭川市で実施したアンケート調査の回答者は、「男性」一八四人、「女性」五二三人、「無回答・不明」二人で、全体のおよそ四分の三が女性である。

年齢は（図表Ⅲ-2-1）、「男性」では半数以上が「六〇歳以上」であるのが特徴で、「女性」は、「四〇歳代」と「五〇歳代」で全体の三分の二を占める。

世帯構造は（図表Ⅲ-2-2）、多い順に、「配偶者と子ども」三七・四％、「配偶者のみ」

<図表Ⅲ-1-1> 旭川市における正職員および臨時・非常勤職員の数の推移



注：各年4月1日時点の人数。正職員の人数は、総務省「地方公共団体定員管理調査」による。
出所：旭川市提供資料より作成。

<図表Ⅲ-1-2> 部局別にみた正職員および臨時・非常勤職員の数
(2013年4月1日現在)

部局	正職員 (人)	臨時・嘱託職員			
		臨時 (人)	嘱託 (人)	計 (人)	
税務部	141	6	47	53	27.3
市民生活部	159	2	79	81	33.8
福祉保険部	257	13	108	121	32.0
子育て支援部	122	69	244	313	72.0
環境部	109	47	14	61	35.9
学校教育部	121	494	177	671	84.7
社会教育部	117	16	130	146	55.5
市立旭川病院	521	31	230	261	33.4

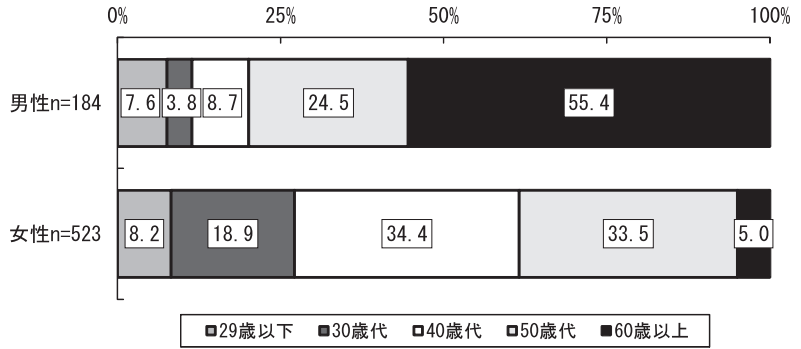
注1：紙幅の都合で、臨時・嘱託が50人以上の部局に限定した。
出所：旭川市提供資料より作成。

二五・〇％、「親のみ」九・六％と続く。

(3) 仕事や労働時間など

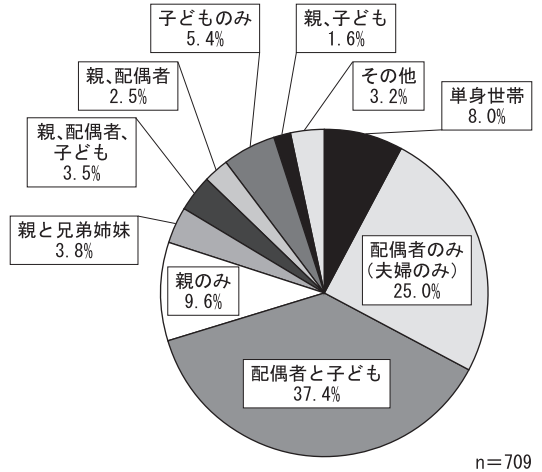
アンケート回答者の雇用形態は、「臨時職員」四五・四％、「嘱託職員」五四・六％である。回答者の仕事内容や労働時間の特徴については以下の

<図表Ⅲ-2-1> 男女別にみた年齢構成



点を指摘できる。
 第一に、仕事内容（以下、職種とも言う）は様々である。「その他」を除いて多いのは、順に「一般事務」、「学校給食」、「学校用務」である（図表Ⅲ-3-1-1）。
 第二に、彼らの職務内容は、正規雇用との対比で同様なのか、それとも異なるのか。結果は図表

<図表Ⅲ-2-2> 世帯構造



Ⅲ-3-1-2のとおり、「正職員よりも軽易な職務に従事」が四三・三%で最も多い。だが次いで、「正職員と同様の職務に従事」と「職場に正職員がいない」がそれぞれ全体の四分の一前後で続く（二六・二%、二五・六%）。非正規だけで構成されるようだ。非正規に判断も任されている職場もなかにはあるようだ。

第三に、週の所定内労働時間は、臨時職員の場合、正職員同様に三八時間四五分で、嘱託職員は週二九時間が大多数であるという（聞き取り）。ただし、臨時職員には、例えば学校給食などパート職員もいるなど、職場や職種によって働き方は異なるようだ。アンケートでも、三八時間四五分（二二・一%）、二九時間（四二・二%）だった。

○ 所属している部署に正職員はいませんが、職場内にはいないため、相談することがあってもともしづらい。またあまいいな状態で処理する案件が多すぎて、対応に困ることも多い。【女性／三〇代】

○ 勤務の性質上、預かる児童の人数により仕事のきつさは変化するし、保護者への対応も。主事・主事補・担当職員も毎年（全部ではないが）異動等があるので、違いがある。昨年は、暴れる児童で身体に傷が絶えず、いわゆるモンスターパーセントの対応は精神的に大変なものである。【女性／五〇代】

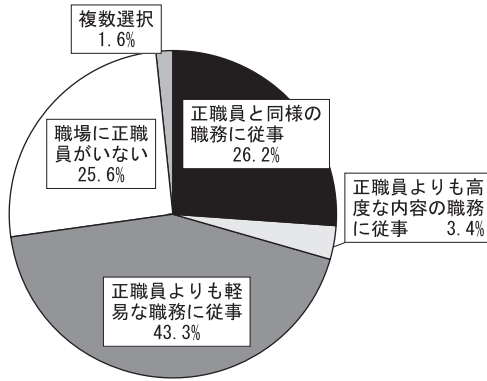
○ 仕事の内容は正職員とほぼ一緒だが賃金はだいぶ違うと思う。現場の人をリードしたり教えたりしなければならなく、仕事の重みはあるが、待遇は軽いと思います。【女性／五〇代】

○ 職員が一人で他はパートで、職員が休みるときや普段も職員と同じ仕事をしています。パートも新しい人ばかり入ってきて、その人達の指導もしてと、割に合わないです。新しく入ったパートがミスをする、長年いるパートがちゃんと見てないからだとなる。【女性／四〇代】

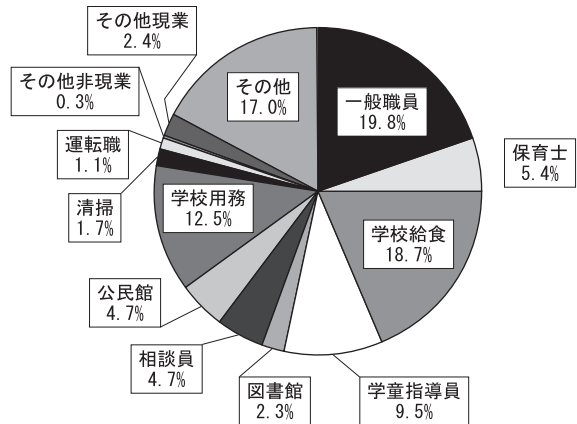
ところで、右記の訴えも示すとおり、これらの職務内容や労働時間は職種（や職場）によって異なるようだ。そこで、回答者数の多い（三〇人を超える）七つの職種をとりあげ、職種別の結果をまとめた（紙幅の都合で、設問を省略したり回答選択肢が一部だけの掲載となっているので留意されたい）。

<図表Ⅲ-3-2> 正職員との比較でみた職務内容

<図表Ⅲ-3-1> 仕事内容（職種）



n=684



n=706

<図表Ⅲ-3-3> 職種別にみた属性

単位：%

		一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務
a. 性別	n=	139	38	132	67	33	33	88
	男性	18.0	0.0	0.0	4.5	51.5	75.8	63.6
	女性	82.0	100.0	100.0	95.5	48.5	24.2	36.4
b. 年齢	n=	140	38	132	67	33	33	88
	60歳未満	91.4	100.0	97.0	92.5	69.7	24.2	64.8
	60歳以上	8.6	0.0	3.0	7.5	30.3	75.8	35.2

注：nは有効回答数。以下の図表も同様。

<図表Ⅲ-3-4> 職種別にみた雇用形態、職務内容、労働時間

単位：%

		一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務
a. 雇用形態	n=	140	38	132	67	33	33	88
	臨時職員	41.4	57.9	86.4	0.0	0.0	0.0	88.6
	嘱託職員	58.6	42.1	13.6	100.0	100.0	100.0	11.4
b. 職務内容	n=	136	38	126	63	31	30	86
	同様	16.2	42.1	33.3	6.3	51.6	20.0	31.4
	より軽易	71.3	42.1	34.9	9.5	32.3	70.0	15.1
	職場に不在	8.1	10.5	27.8	81.0	12.9	10.0	46.5
c. 週の所定内労働時間数	n=	133	36	126	64	33	30	86
	29時間未満	5.3	13.9	78.6	85.9	3.0	13.3	4.7
	29時間	57.1	38.9	19.0	12.5	87.9	70.0	7.0
	29時間超、38時間45分未満	5.3	8.3	0.8	1.6	9.1		17.4
	38時間45分以上	32.3	38.9	1.6	0.0	0.0	16.7	70.9

まず図表Ⅲ-1-3は職種別にみた回答者の属性だ。完全な女性職場（職種）もあれば、用務員関係（公民館、学校用務）は男性が多い。

次の図表Ⅲ-1-4は職種別にみた雇用形態、職務内容および労働時間である。例えば「一般事務」では「軽易な職務」が最多（七一・三％）であるのに対して、「相談員」では「同様の職務」が半数（五一・六％）を占めている。「保育士」も「同様の職務」が多い（四二・一％）。「学童指導員」や「学校用務」では「職場に正職員がいない」が多く、前者では八一・〇％に上る。

労働時間は、「学童指導員」や「学校給食」では（相対的な）短時間勤務者が多いのに対して、「学校用務」ではフルタイム勤務者が多い。

なお、職種によって不払いが二割を超えたり（「学校用務」二二・四％）や疲労蓄積が強い（「学校給食」では三七・三％）など、労働組合的な対応の必要性が感じられる結果も少なくなかった。

○ 常に一人で公民館の管理をしているため、一応休み時間（昼食、夕食時間）はあるが、ゆっくり食事をできる状況ではない。暇があっても館外に出ることができないため、拘束されている時間が長い。平日夜間は一七時から二二時まで。土日は午前八時四十五分から二二時までと非常に長い。

【男性／六〇歳以上】

○ 家庭に持ち帰る仕事が多く、職場ではパソコンもなく、毎月のおたよりや出席表を自宅のパソコンやインクを使って作らなければならぬ。費用も出ない。自宅でする仕事は仕事とみなされず、

ボランティアとなっているのが現実である。

【女性／五〇代】

(4) 雇用をめぐる問題状況

非正規問題の中心は雇用と賃金である。以下ではまず、雇用についてみていきたい。

臨時・非常勤職員の勤続年数には、上限が設けられている。臨時職員は、一回の雇用契約期間が五カ月で発令され、問題がなければさらに五カ月の延長で、勤続の上限が一〇カ月となっている。嘱託職員は、契約期間が一年で、二回までの更新（通算三年までの勤続）が可能となっている。

ただ、アンケート結果にもみるとおり、再度任用は行われている。実際、臨時職員の再度の任用の場合には、二カ月間の「空白期間」が設定されているという。つまり、再度任用の存在は前提とされていることになる。

また、学校現場（職種では「学校給食」や「学校用務」）では「学期ごと」という雇われ方もみられるなど、雇用に関しては、更新・手続き実態なども含め、掘り下げる必要がある。

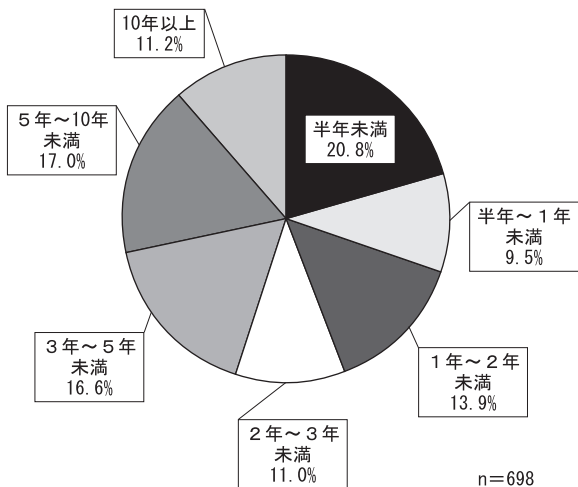
アンケートの結果からは以下の点が指摘できる。今の仕事での通算勤続年数は（図表Ⅲ-4-1）三年以上働いている者が全体の四四・八％を占め、五年以上に限っても、とりわけ「臨時職員」では三二・六％（「嘱託職員」では二五・四％）と高い割合でみられる。職種別にみると（図表Ⅲ-

4-1-5）、五年以上の割合は、「学童指導員」や「学校給食」が多い。

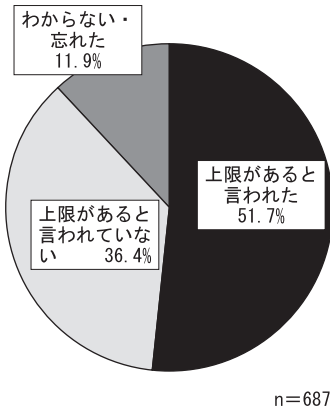
第二に、契約更新の回数や勤続年数について上限があるという説明を受けたかどうか（図表Ⅲ-4-1-2）、「言われた」が半数を占めるものの、職種間でばらつきがある。「学校給食」では「言われていない」が全体の三分の二を占める。

第三に、雇止めや非正規公務員を辞めた後の就職・雇用に関する不安が強い（図表Ⅲ-4-1-3）。「非常に不安がある」だけで全体の三分の一強を占める。今の職場で働き続けることを「希望する」者が多いのだ（図表Ⅲ-4-1-4）。「とくに希望しない」を選択しているのは一割に満たない。

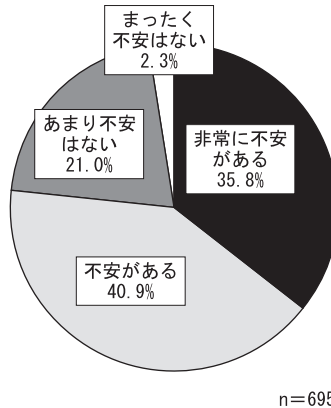
<図表Ⅲ-4-1> 通算の勤続年数



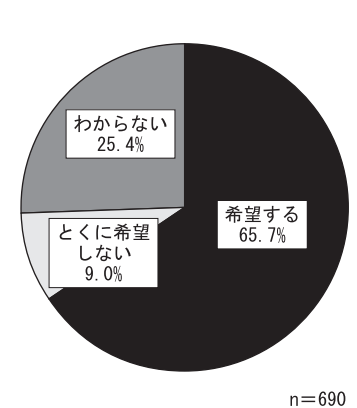
<図表Ⅲ-4-2>
契約・勤続上限の説明の有無



<図表Ⅲ-4-3>
雇い止めや今の仕事を辞めた後の再就職の不安の有無



<図表Ⅲ-4-4>
今の職場で働き続けることの希望の有無



<図表Ⅲ-4-5> 職種別に見た雇用の状況

単位: %

	一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務
通算の勤続年数	n=140	38	129	66	33	32	85
3年以上	17.9	52.6	65.1	78.8	36.4	9.4	48.2
5年以上	10.0	15.8	52.7	68.2	3.0	6.3	22.4
契約・勤続上限の説明の有無	n=139	38	125	63	33	31	86
上限があると説明があった	71.9	68.4	12.8	49.2	84.8	83.9	46.5
雇い止めや再就職への不安の有無	n=140	38	126	66	33	32	86
非常に不安がある	48.6	31.6	23.0	25.8	48.5	25.0	48.8
不安がある	36.4	42.1	52.4	45.5	27.3	40.6	36.0
今の職場での勤続希望	n=137	38	127	66	33	32	85
希望する	59.9	65.8	59.1	72.7	66.7	50.0	77.6
1回の雇用契約期間	n=137	38	123	63	30	31	85
1年未満	35.8	42.1	4.9	0.0	3.3	0.0	18.8
1年および1年超	64.2	57.9	17.9	100.0	96.7	100.0	18.8
学期ごと	0.0	0.0	77.2	0.0	0.0	0.0	62.4

(5) 賃金および暮らしの状況

続いて、賃金にかかる問題状況についてみていきます。

嘱託職員の賃金表は図表Ⅲ-5-1、臨時職員の賃金表は図表Ⅲ-5-2のとおりである。前者は月給制で、後者は時給制・日給制である。

○ 三〇代も半ばになるとハローワークの求人と自分の希望する職種がなかなか一致しません。給与も下がる可能性が大きいですし、新しい職場での人間関係や勤務時間の延長など不安要素はたくさんあって、考えると時々何も手につかないことがあります。【男性/三〇代】

○ 二カ月待機しての雇用に不満がある。三〇歳を超えると正社員で採用されにくくなり、臨職等につくしかない。それなのに二カ月待機させられるのはとてもツライ。収入が無くなり生活するのに大変困るので。【女性/三〇代】

○ 契約の更新ができる（と決まった）ときは伝えられることがなく、更新できないときは年度末近くになってからと非常に判断が遅い。【女性/三〇代】

○ 契約更新されるかされないかの、はつきりした決めごともないければ、通年雇用されるかされないかの決めごともない。結局私たちは使い捨てのカイロみたいにいっ捨てられるかおびえていかなければならないのだろうか。【男性/五〇代】

<図表Ⅲ-5-1>
職種別の嘱託職員の賃金月額

職種	単位：円	
	金額	
相談員、調査員、指導員、用務員、清掃員、施設管理人、警備員	134,400	
司書、看護師	153,300	
給食調理員	137,500	

出所：旭川市提供資料より作成。

<図表Ⅲ-5-2>
職種別の臨時職員の日額給・時間給

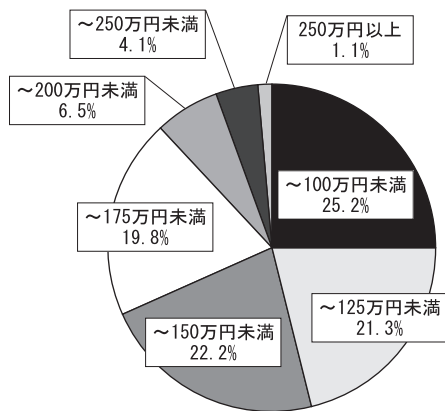
職種	単位：円	
	日額給	時間給
事務補助	6,060	790
保育士	6,840	890
ボイラー	8,000	1,040
用務員（A）	6,550	850
用務員（B）	6,060	790
給食調理員	6,210	810
給食配膳員	6,060	790
運転手（大型・特殊）	9,780	1,270
運転手（中型）	7,580	980
電話交換手	6,060	790
土木作業員	8,460	1,100
じんかい・清掃作業員	7,580	980
農業作業員	6,670	870
公園清掃作業員（A）	7,970	1,030
公園清掃作業員（B）	6,770	880
保健師・助産師	9,180	1,190
看護師	8,740	1,130
准看護師	7,720	1,000
看護助手	6,550	850
検査技師・放射線技師	8,590	1,110
検査助手	6,060	790
栄養士	6,920	900
野犬掃とう員	7,580	980
動物飼育員	9,080	1,180
動物飼育補助員	8,460	1,100

出所：旭川市提供資料より作成。

諸手当や一時金、退職金などは支給されない。昇給制度もない。よって職種によるばらつきがあるとはいえ、年間の賃金総収入額が低いことは予想がつく。実際アンケートでは、全体の九割超が二〇〇万円未満だった（図表Ⅲ-5-3）。正職員と「同様の職務」が最多であった「相談員」においても、七割は二〇〇万円未満であった。

なお、図表Ⅲ-5-14のとおり、こうした賃金水準であっても、主な収入源（収入源が一つという意味ではないので注意）は、「あなた自身の収入（以下、本人収入）」がとくに「男性」では多数である。「女性」でも、約三分は「本人収入」であることを強調しておく。結果、暮らしの状況に関しても、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせると六割を超える（二・三・六％、三・八・九％）。

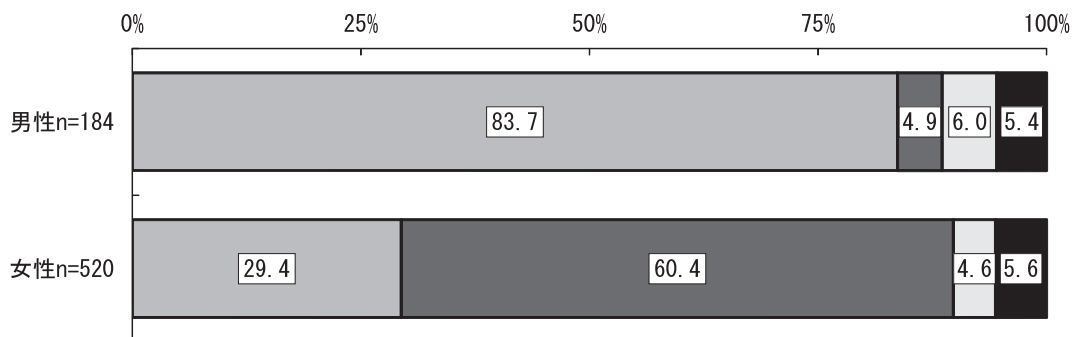
<図表Ⅲ-5-3>
2012年の年間賃金総収入（税込み、通勤手当は除く）



n=465

注：勤続1年未満は除く。

<図表Ⅲ-5-4> 男女別にみた主な収入源



あなた自身の収入 配偶者の収入
 親の収入 その他・複数選択等

※ほかに「子どもの収入」を選択肢に設けたが、回答者は0人だった。

○ 何年勤務しても、正職員になれる訳でも、賃金
が上がる訳でも、ボーナスが出る訳でも、退職金
が出る訳でもありません。以前は交通費さえ出て
いない状態でした。仕事上の不安というより常に
お金の心配（生活の不安）があります。【女性／
三〇代】

○ 月額が決まっておりますが、賃金に對
して不満はありません。手取りを考えるとかなり生
活は厳しいです。仕事としては正職員と変わりな
く、またボーナス等も全くなく、処遇の差は大き
いと感じます。【男性／五〇代】

○ この給料だけではやっていけません。でも
兼業ができないので、大変生活が苦しいです。

一〇万の給料で年金、健保も差し引い（「加入させ」
てもらえないで、自腹で全額払っています。働く
母を助けるための施設なのに、そこで働いている
私たちは苦しい状況にあります。せめて保険を
かけていただきたい。【女性／三〇代】

○ この仕事を始めて一〇年近くになるが、時給が
新人とかわらない。ベテランが新人の仕事をつ
ローしているのに同じ賃金とはいかがなものか？
新人を教えるのもパートで、職員は高給取り。年
数によって賃金が上がっても良いと思う。【女性
／四〇代】

4. まとめに代えて―問われる自治体労組 の運動

多くの仕事が恒常的に必要とされ、少なからぬ

者が基幹労働力的な働きをしている。にもかかわ
らず、そのことを前提としない法制度・労働条件
の下で雇われている。法の「建て前」に合わせる
ために、勤続上限や「空白期間」が設けられて
いるようにも感じられた。そういう雇用や賃金に不
安や不満をもって働く職員の姿が今回の調査で
「発見」「可視化」された。類似の状況は多くの自
治体でみられると思われる。

この「可視化」、冒頭に掲げた自治労（二〇一二）
でいう、「住民に、臨時・非常勤等職員の実態を
訴えていく」ことの重要性和、その役割が自治体
労組にあることをまずは強調したい。その上で、
数ある政策および運動上の課題のなかでもやは
り、雇用は無期雇用とし（少なくとも勤続上限は
廃止）、賃金は、生活していけるだけの水準を
確保し、勤続・経歴や仕事内容が反映されるよう
にしていく、粘り強い取り組みを労組に求めたい。

総務省（二〇一三）や自治労（二〇一二）によ
れば、非正規公務員の雇用や処遇は自治体によつ
て異なる。立法政策上の措置を待たずともやれ
ることがあることを示唆する結果と言える。考え
てみれば、非正規公務員問題にしろ公契約条例の
制定運動にしろ、いま全国で展開されつつある「な
くそう、官製ワーキングプア」運動で中心的役
割を果たせるのは、自治体で働く労働者・労働組
合において他になく、躊躇している余裕もまたな
いはずである。顕著な労働条件「格差」の下で、
そのことへの「発言権」も奪われて働く者を放置
しておいては、労（正規）・労（非正規）を分断し、

労働組合・公務員パッシングをあおる「改革派」
首長には勝てまい¹²⁾。職場ではすでに「亀裂」は生
じているのだ。

職場の不条理に労働組合は闘っているのか。そ
もそも、非正規を排除している労働組合が「職場
の代表」を名乗れるのか。できることは限られて
いるという結論の前に、問われているのはそうい
うことではないか。

【注】

- (1) 周知のとおり、非正規公務員と「二口」にいつ
ても、地方公務員法（以下、地公法）上、採用の
根拠となる条項が複数存在する。本稿で扱うのは、
「三条三項三号」、「一七条」、「二二条二項」を根
拠とする職員である。前二者が非常勤職員、後者
は臨時的任用職員（以下、臨時職員）と呼ばれる。
- (2) この問題については、末尾に掲げた参考文献の
うち上林（二〇一二）が詳しいほか、NPO法人
官製ワーキングプア研究会のウェブサイトの掲載
情報も参照。
<http://kwpk.web.fc2.com/>

- (3) 自治労（二〇一二）。
- (4) アンケートは、調査票を二〇一三年六月下旬か
ら七月中旬にかけて配布し、回収は八月初旬まで
に行った。調査票の配布は、市職労ルートで行い、
回収は返信用封筒を用いた。当初の聞き取りが不
十分で想定外の回答も少なくなかった。なお、調
査結果の詳細は、川村（二〇一三）を参照されたい。
- (5) 非正規公務員を含む官製ワーキングプア問題を
まとめた本誌第五二〇号の川村（二〇一二）も参

照されたい。

(6) 結局は非正規公務員に関する制度設計を放置し、つまみ食いの発想で対応してきたことの一つである。上林(二〇一一)六頁を参照。

(7) 総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員について」(二〇一三年三月二十九日発表)に拠る。
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01_gyosei11_02000031.html

(8) 例えば北海道および札幌市の「教員・講師・部門の非正規がそれぞれ六五人、〇人だった。そこで総務省、北海道、札幌市の担当者に問い合わせてみた。結論はまだはっきりしないのだが、(a)「期限付」等の教員は常勤職員なので今回の調査対象には該当しないと担当者が判断した、(b)臨時・非常勤の教員は四月一日時点ではまだ採用されていない(つまり、総務省調査の対象にならない)、などの理由が考えられる。なお、北海道教育委員会のデータによれば、北海道(道費)で雇用されている非正規教員(二〇一三年五月一日時点は、「期限付」だけで一五〇〇人を超える)小学校七七三人、中学校五八二人、高校二七四人)。

(9) 加えて言えば、非正規規模だけで自治体の評価は必ずしもできない。その理由は以下のとおりである。第一に、正職員を増やせない状況下で、公共サービスの量的拡充を図ろうとすれば、非正規規模は大きくなる(その逆も然り)、つまり、公共サービスの提供状況とセットで検討する必要があること。第二に、今日、公共サービスは、非正規公務員化(≡非正規雇用化)だけでなく、アウトソーシングも進んでいる。後者が追求されれば、非正規公務員規模は当然小さくなる。よって、両

者を見る必要がある。

(10) そもそも非正規の人数が少ないと思われる部門(例えば、警察や消防)の影響や、くり返しになるが、上記総務省定義が限定的であることの影響なども検討する必要がある。

(11) 関連して、雇用保険および社会保険は法定通りの運用で、加入要件に該当するのは、前者は約九割で、後者は約七割だという。

(12) 藤田(二〇一一)においても、正職員や公務労組に向けられる憎悪のまなざしや、その一方で、労働条件「格差」に対する労組の自覚の希薄さが指摘されている。

【参考文献】

- ・ 川村雅則(二〇一一)「北海道における非正規雇用問題の現状と課題―官製ワーキングプア問題を中心に」(『北海道自治研究』第五二〇号所収)
- ・ 同(二〇一二)「官製ワーキングプア問題(I)―地方自治体で働く非正規公務員の雇用、労働」(『北海学園大学開発論集』第九二号所収)
- ・ 上林陽治(二〇一一)『非正規公務員』日本評論社
- ・ 同(二〇一三)『非正規公務員という問題―問われる公共サービスのあり方』岩波書店
- ・ 自治労(二〇一二)『自治体をともに支える臨時・非常勤等職員(二〇一二年度 自治体臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件調査結果報告・ダイジェスト版)』
- ・ 濱口桂一郎(二〇〇九)『新しい労働社会―雇用システムの再構築へ』岩波書店
- ・ 早川征一郎・松尾孝一(二〇一一)『国・地方

自治体の非正規職員』旬報社

・ 藤田和恵(二〇一一)『ルポ労働格差とポピュリズム―大阪で起きていること』岩波書店

△かわむら まさのり・北海学園大学経済学部准教授▽

資料 道内自治体別の正職員数および臨時・非常勤職員数

単位：人

自治体名	正職員 (a)	臨時・非常勤				特別職非常勤職員 (法3条3項3号)				一般職非常勤職員 (法17条)				臨時的任用職員 (法22条2項・5項)				計のうち タイム職員	臨時・非常勤 割合 (%)
		合計		計 (b)	計		計		計		計		計						
		男	女		男	女	男	女	男	女									
北海道	73,956	450	1,110	1,560	346	112	518	35	387	422	69	551	620	542	2.1				
札幌市	14,273	439	1,714	2,153	216	1,046	1,262	0	0	0	223	668	891	891	13.1				
函館市	3,346	244	430	674	184	295	479	8	1	9	52	134	186	186	16.8				
小樽市	1,539	58	629	687	487	385	433	0	0	0	10	44	54	54	22.2				
旭川市	2,894	246	429	675	135	404	539	0	0	0	111	225	336	267	29.9				
室蘭市	1,187	160	543	703	155	487	642	0	0	0	5	56	61	61	37.2				
釧路市	2,589	164	719	883	86	283	379	0	0	0	78	426	504	248	25.4				
帯広市	1,387	183	433	616	154	303	457	0	0	0	29	130	159	159	30.8				
札幌市	1,030	103	406	509	92	197	289	0	0	0	11	209	220	65	33.1				
夕張市	147	20	46	66	10	20	30	0	0	0	10	26	36	23	31.0				
岩手県	1,108	183	144	327	183	144	327	0	0	0	0	0	0	0	22.8				
盛岡市	360	41	153	194	28	57	85	0	0	0	13	96	109	42	35.0				
留萌市	507	58	200	258	32	91	123	0	0	0	26	109	135	77	33.7				
苫小牧市	1,778	190	547	737	1	0	1	183	213	396	6	334	340	340	29.3				
札幌市	416	86	230	316	0	0	35	29	101	130	57	129	186	65	43.2				
帯広市	426	8	67	75	5	30	35	0	0	0	3	37	40	0	15.0				
江別市	1,134	79	588	667	3	0	3	70	525	595	6	43	49	49	36.3				
赤平市	292	65	188	251	0	0	6	27	39	66	38	147	185	26	46.2				
紋別市	291	50	179	229	43	53	96	0	5	5	7	121	128	64	44.0				
士別市	517	64	358	422	0	0	0	60	348	408	4	10	14	14	44.9				
名寄市	810	116	413	529	0	0	0	62	85	147	23	84	382	272	39.5				
三笠市	308	23	84	107	0	0	0	0	0	0	23	84	107	80	28.8				
根室市	550	91	130	221	67	64	131	0	0	0	24	66	90	47	28.7				
千歳市	982	48	278	326	0	0	0	43	236	279	5	42	47	41	24.9				
滝川市	725	69	359	428	61	169	230	0	0	0	8	190	198	0	37.1				
砂川市	840	40	218	258	0	0	0	16	36	52	24	182	206	113	23.5				
歌志内市	136	16	49	65	10	22	32	0	0	0	6	27	33	0	32.3				
深川市	515	27	135	162	6	20	26	1	55	56	20	60	80	73	23.9				
虻田野市	285	30	142	172	9	37	46	0	0	0	21	105	126	37	37.6				
札幌市	450	74	246	320	64	96	160	0	0	0	10	150	160	132	41.6				
恵庭市	513	53	227	280	0	0	0	47	202	249	6	25	31	31	35.3				
伊達市	317	49	105	154	24	34	58	0	0	0	25	71	96	79	32.7				
北広島市	470	55	181	236	0	0	0	53	121	174	4	60	62	23	33.4				
石狩市	468	30	129	159	0	0	0	26	102	128	2	27	31	31	28.4				
北斗市	238	37	103	140	3	3	6	16	8	24	18	92	110	27	37.0				
当別町	197	20	39	59	0	0	0	20	32	52	0	7	7	4	23.0				
新篠津村	50	8	25	33	0	0	0	8	25	33	0	0	0	0	39.8				
松前町	170	28	91	119	3	16	19	0	0	0	25	75	100	95	41.2				
福島町	76	9	28	37	0	0	0	0	0	0	9	28	37	15	22.7				
知内町	91	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	16	16	16	13.0				
木古内町	169	40	78	118	5	2	7	0	0	0	35	76	111	80	41.1				
七飯町	168	42	46	88	0	0	0	16	1	17	26	45	71	0	34.4				
鹿部町	67	6	5	11	0	0	0	0	0	0	6	5	11	5	14.1				

単位：人

自治体名	正職員 (a)	臨時・非常勤				特別職非常勤職員 (法3条3項3号)				一般職非常勤職員 (法17条)				臨時的任用職員 (法22条之項・5項)				計のうち マイム職員	臨時・非常勤 割合 (%)
		合計		計 (b)		計		計		計		計							
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
森町	335	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
八雲町	569	69	230	299	0	0	0	0	0	0	69	230	299	108	0	22.7			
長万部町	143	15	27	42	0	0	0	0	0	0	15	27	42	0	0	33.4			
江差町	107	19	53	72	0	0	0	0	0	0	19	53	72	61	0	40.2			
上ノ国町	93	9	18	27	0	8	17	0	0	0	9	18	27	10	0	22.5			
厚沢町	101	16	56	72	0	0	0	0	0	0	16	56	72	61	0	31.7			
乙部町	99	8	38	46	0	0	0	0	0	0	8	38	46	44	0	31.7			
奥尻町	141	13	32	45	0	0	0	0	0	0	13	32	45	44	0	24.2			
今金町	167	13	57	70	0	0	0	0	0	0	8	52	60	52	0	29.5			
せたな町	266	32	109	141	0	0	0	0	0	0	32	109	141	100	0	34.6			
鷹巣村	64	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12	1	0	15.8			
湧別町	65	2	14	16	0	0	0	0	0	0	2	14	16	2	0	19.8			
黒松内町	93	14	48	62	0	2	2	0	0	0	14	48	60	51	0	40.0			
蘭越町	121	33	96	129	23	26	49	0	0	0	33	96	129	46	0	51.6			
二子二町	88	11	30	41	8	11	19	0	0	0	11	30	41	16	0	31.8			
真狩村	61	9	9	12	0	0	0	0	0	0	9	10	19	2	0	16.4			
留寿都村	76	13	19	32	1	1	2	0	0	0	12	18	30	20	0	29.6			
喜茂別町	57	1	8	9	0	0	0	0	0	0	1	8	9	2	0	13.6			
宮城町	76	11	29	40	5	8	13	2	0	0	4	14	18	9	0	34.5			
保内町	168	36	86	122	1	0	9	4	0	0	36	111	147	10	0	42.1			
共和町	104	19	47	66	8	1	9	34	7	0	19	47	66	23	0	38.8			
岩内町	167	8	31	39	0	0	0	1	24	25	7	7	14	14	0	18.9			
泊村	75	14	39	53	0	0	0	0	0	0	14	39	53	45	0	41.4			
神楽内村	36	11	15	26	0	0	0	0	0	0	11	15	26	17	0	41.9			
積丹町	64	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1.5			
呂平町	71	67	31	98	1	21	82	6	7	13	0	3	3	0	0	58.0			
仁木町	58	7	25	32	0	0	0	6	19	25	1	6	7	7	0	38.6			
余市町	203	45	57	102	32	21	53	0	0	0	13	36	49	0	0	33.4			
赤井川村	41	1	20	21	1	0	1	0	0	0	0	19	19	1	0	33.9			
蘭越町	132	4	28	32	4	2	6	0	0	0	0	28	26	3	0	19.5			
蔡井江町	193	8	55	63	0	0	0	0	0	0	8	55	63	58	0	24.6			
上砂川町	79	20	37	57	0	0	0	20	37	57	0	0	0	0	0	41.9			
由仁町	114	5	45	50	0	0	0	4	30	34	1	15	16	9	0	30.5			
長沼町	219	20	75	95	10	5	15	0	0	0	10	70	80	74	0	30.3			
栗山町	152	8	46	54	0	0	0	6	4	10	2	42	44	0	0	28.2			
月形町	94	4	31	35	0	23	27	0	0	0	0	8	8	0	0	21.1			
浦臼町	7	9	16	25	0	0	0	5	5	10	2	4	6	0	0	22.9			
新十津川町	97	14	52	66	0	0	0	0	0	0	14	52	66	6	0	40.5			
妹背牛町	66	11	18	29	0	0	0	0	0	0	11	18	29	0	0	30.5			
秩父別町	50	2	12	14	0	2	2	0	0	0	2	10	12	0	0	21.9			
雨竜町	51	4	13	17	0	0	0	4	7	11	0	6	6	1	0	25.0			
北竜町	88	9	19	28	0	0	0	9	19	28	0	24	0	0	0	24.1			
沼田町	126	26	59	85	2	0	2	0	0	0	24	59	83	0	0	40.3			
鷹栖町	95	5	13	18	0	0	0	5	13	18	0	0	0	0	0	15.9			
東神楽町	116	16	75	91	5	5	10	0	0	0	11	70	81	0	0	44.0			
当麻町	106	6	10	16	0	0	0	0	0	0	6	10	16	8	0	13.1			
比布町	67	4	11	15	0	0	0	0	0	0	4	11	15	4	0	18.3			

自治体名	正職員 (a)	臨時・非常勤				特別職非常勤職員 (法3条3項3号)				一般職非常勤職員 (法17条)				臨時的任用職員 (法22条2項・5項)				臨時・非常勤 割合 (%)
		合計		計 (b)	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計のうち タイム職員		
		男	女															
愛別町	71	2	13	15	0	0	0	1	0	1	1	13	14	13	17.4			
上川町	142	6	59	65	0	0	0	0	0	0	6	59	65	0	31.4			
東川町	99	29	110	139	0	0	0	29	110	139	0	59	0	0	58.4			
豊盛町	211	45	71	116	0	0	0	39	12	51	6	59	65	14	35.5			
上富良野町	187	23	60	83	0	9	30	0	0	2	2	51	53	53	30.7			
中富良野町	118	21	32	53	13	1	14	0	0	0	8	31	39	29	31.0			
南富良野町	92	14	13	53	1	2	3	13	8	21	0	3	3	0	22.7			
占冠村	50	3	28	31	0	0	0	0	0	0	3	28	31	2	38.3			
和寒町	98	7	38	42	2	2	2	0	0	0	2	38	40	20	30.0			
剣淵町	98	7	46	53	0	0	0	0	0	0	7	46	53	0	55.1			
下川町	166	14	57	71	0	0	0	5	0	36	9	21	30	28	30.0			
美深町	108	42	38	80	10	10	0	0	0	0	13	28	41	20	20.0			
音威子府村	58	18	9	27	14	3	17	0	0	0	4	6	10	4	31.8			
中川町	55	6	9	15	0	0	0	0	0	0	6	9	15	4	21.4			
幌加内町	86	19	32	51	0	0	3	0	0	0	16	32	48	0	37.2			
増毛町	148	58	109	167	24	1	25	0	0	0	34	108	142	0	53.0			
小平町	104	9	46	55	4	5	9	0	0	0	5	41	46	43	34.6			
苫前町	67	12	20	32	0	0	0	12	20	32	0	0	0	0	32.0			
羽幌町	132	26	59	85	0	0	0	0	0	0	26	59	85	13	39.2			
初山別村	42	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2.3			
遠別町	98	1	28	29	0	0	0	0	0	0	1	28	29	28	22.8			
天塩町	118	13	43	56	0	0	0	0	0	0	13	43	56	48	32.2			
濠根村	107	3	20	23	0	0	0	0	0	0	3	20	23	23	17.7			
浜頓別町	131	9	43	52	0	0	0	0	0	0	9	43	52	39	28.4			
中頓別町	80	12	29	41	0	0	0	0	0	0	12	29	41	0	33.9			
枝幸町	277	12	115	127	2	0	2	2	24	26	8	91	99	55	31.4			
豊富町	129	3	35	38	0	0	0	0	0	0	3	35	38	20	22.8			
礼文町	103	8	24	32	2	2	2	0	0	0	6	24	30	12	23.7			
和房町	92	1	2	3	0	0	0	0	0	0	1	2	3	3	3.2			
利尻富士町	127	3	18	21	0	0	0	0	0	0	3	18	21	0	14.2			
幌延町	88	3	40	48	1	0	1	0	0	0	7	40	47	38	35.3			
美幌町	278	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0.7			
津別町	121	19	50	69	0	0	0	0	0	0	19	50	69	50	36.3			
斜里町	231	65	133	198	53	7	60	0	0	0	12	126	138	122	48.2			
増毛町	83	8	23	31	0	0	0	0	0	0	8	23	31	3	21.2			
小清水町	90	4	46	50	0	0	0	4	33	37	0	13	13	7	35.7			
訓子府町	95	9	33	41	0	0	0	0	0	0	8	33	41	4	30.1			
豊川町	84	15	23	28	0	0	0	0	0	0	15	13	28	27	25.0			
佐呂間町	116	5	23	28	0	0	0	5	23	28	0	0	0	0	19.4			
遠軽町	276	43	86	129	43	83	126	0	0	0	0	3	3	3	31.9			
湧別町	162	9	13	22	0	0	0	0	0	0	9	13	22	11	12.0			
滝上町	97	23	51	74	0	0	0	0	0	0	23	51	74	60	43.3			
興部町	123	3	51	54	0	0	0	0	0	0	3	51	54	35	30.5			
西興部村	41	10	15	25	1	1	2	0	0	0	9	14	23	16	37.0			
雄武町	132	3	27	30	0	0	0	0	0	0	3	27	30	30	18.5			
天塩町	145	10	37	47	0	0	0	0	0	0	10	37	47	4	24.5			
豊浦町	116	17	54	71	0	0	0	0	0	0	17	54	71	71	38.0			

自治体名	正職員 (a)	臨時・非常勤				特別職非常勤職員 (法3条3項3号)				一般職非常勤職員 (法17条)				臨時的任用職員 (法22条2項・5項)				計のうち タイム職員	臨時・非常勤 割合 (%)
		合計		計 (b)		計		計		計		計							
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
札幌市	88	9	30	39	0	0	0	6	25	31	3	5	8	0	30.7				
白老町	273	62	148	210	0	0	24	26	50	122	122	152	160	43.5					
厚岸町	99	23	56	79	0	0	0	0	0	0	23	56	79	44.4					
洞爺湖町	168	26	89	115	26	89	0	0	0	0	0	0	0	40.6					
安平町	162	22	50	72	0	0	14	20	34	8	30	38	12	30.8					
むかわ町	172	22	77	99	0	0	0	0	0	0	22	77	99	36.5					
日高町	306	37	105	142	0	0	0	0	0	0	37	105	142	31.7					
平取町	147	13	68	81	0	0	11	46	57	2	22	24	18	35.5					
新十戸町	0	0	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0					
浦河町	167	38	87	125	0	0	0	0	0	0	38	87	125	42.8					
椿根町	109	8	28	36	0	0	4	5	9	4	23	19	12	24.8					
天月も町	150	3	16	19	0	0	0	0	0	0	3	16	19	11.2					
新ひだか町	434	60	157	217	49	140	0	0	0	0	11	17	28	33.3					
音更町	271	18	53	71	7	0	7	0	0	0	11	53	64	20.8					
上幌町	283	23	108	133	0	0	0	0	0	0	25	108	133	32.0					
上士幌町	96	26	58	84	0	0	0	0	0	0	26	58	84	46.7					
鹿追町	156	34	44	78	9	2	11	0	0	0	25	42	67	33.3					
新得町	124	28	58	86	1	0	10	0	17	20	48	68	56	41.0					
連水町	161	27	58	85	0	0	0	0	0	0	27	58	85	34.6					
茅渚町	303	28	163	191	4	10	14	0	0	0	24	133	177	38.7					
中札内村	0	0	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4.8					
更別村	93	4	33	37	0	0	2	27	29	2	6	8	8	28.5					
大樹町	203	24	101	125	0	0	20	46	66	4	55	59	36	38.1					
広尾町	207	18	98	116	5	3	8	0	0	13	95	108	98	55.9					
幕別町	235	42	162	204	23	11	34	0	0	0	19	151	170	103	46.5				
池田町	136	38	54	92	0	0	23	36	59	15	18	33	30	30.4					
豊頃町	101	21	27	48	13	17	30	0	0	0	8	10	18	32.2					
本別町	275	41	119	160	18	6	24	11	12	12	89	101	73	36.8					
足寄町	230	34	109	143	9	5	14	0	0	25	104	129	118	38.3					
陸別町	92	1	4	4	0	0	0	0	0	0	1	4	4	4.2					
浦幌町	165	11	76	87	3	4	7	5	38	43	3	34	37	34.5					
網走町	184	15	49	64	3	3	6	12	11	23	0	35	35	25.8					
厚岸町	333	65	127	192	0	0	32	64	96	33	63	96	79	36.6					
浜中町	182	1	11	12	0	0	0	0	0	1	11	12	12	6.2					
滝茶町	279	37	146	183	0	0	19	42	61	18	104	122	67	38.6					
弟子屈町	167	12	73	85	1	10	11	8	35	43	3	28	31	33.7					
鶴居村	57	7	36	43	0	0	4	21	25	3	15	18	0	43.0					
白糠町	197	18	26	44	12	6	18	6	20	26	0	0	0	18.3					
別所町	426	42	138	180	7	1	8	35	137	172	0	0	0	29.7					
中標津町	437	33	174	207	0	67	94	0	0	0	6	107	113	32.1					
稚津町	151	14	63	77	0	0	14	63	77	0	0	0	0	33.8					
羅臼町	109	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	24	24	18.0					

注：臨時・非常勤割合は、 $(a+b) \times 100 \div$ 算出。なお、本資料以外の道内市町村の臨時・非常勤職員に関する集計データは、筆者のウェブサイト (<http://www.edom.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>) に掲載しているので参照されたい。
出所：正職員の人数は総務省「地方公共団体定員管理調査」、臨時・非常勤の人数は総務省調査の結果（2013年3月29日公表）に基づき川村作成。